

○益田市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、益田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 益田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充て、この会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充て、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 島根県の知事部局の職員のうちから、知事が指名する者
 - (3) 益田警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市の職員のうちから、市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長並びに消防団長及び方面隊長(美都地域及び匹見地域に限る。)
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員である者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 市長が特に認める者
- 5 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委

員の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、市長の定める部局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年7月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第4号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月22日条例第157号)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後にこの条例による改正後の益田市防災会議条例(以下「改正条例」という。)第3条第4項の規定により最初に任命される委員の任期は、改正条例第3条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第1条の規定による改正後の益田市防災会議条例(昭和38年益田市条例第20号)第3条第4項第8号により最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。